

令和元年12月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和元年12月25日(水)

午後3時00分 開 会 午後3時50分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	安 藤 清
委 員	八 角 憲 男
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	杉 崎 継 雄

4 出席職員

学校教育課長	北村 卓	社会教育課長	林 秀行
学校教育課主幹(教育総務室長)	佐久間洋子	社会教育課主幹(生涯学習室長兼文化館長)	春山 敏郎
学校教育室長	井上 新治	学校給食センター所長	高木 利雄
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	松浦 毅	青少年指導センター所長	網中 昭仁
市民センター所長	高塚 優	公正図書館長	山谷憲一郎
スポーツ振興室長(兼体育館長)	飯笹 博充	文化財・ジオパーク室長	小川 正俊
銚子高等学校事務長	高森 良文		

5 議題等

- 議案第18号 令和2年度銚子市一般会計(教育費)予算要求について
- 議案第19号 銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第20号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 議案第21号 代決処分の承認を求めることについて(教育財産の取得)
- 議案第22号 代決処分の承認を求めることについて(教育財産の用途廃止)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和元年12月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

11月27日に開催いたしました令和元年11月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、松崎委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第18号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第18号「令和2年度銚子市一般会計（教育費）予算要求について」説明します。

まず、市の予算編成の流れについて説明します。予算編成は、市長事務部局の企画財政課財政室が担当しており、本日議案としている教育委員会の予算も含めて、財政室が取りまとめ、市長の査定を経て、当初予算案として来年2月25日開会の3月市議会定例会に上程される予定です。予算の区分ですが、重点経費と基本経費に区分しています。重点経費とは、市の政策的な事業を実施するための経費です。基本経費とは、重点経費以外の経費であり、毎年経常的にかかる経費です。なお、人件費については、総務課人事室が全職員分を一括して要求しているため、提出議案には含まれていません。また、重点経費として予算要求するためには、市長事務部局の企画財政課企画室による重点事業としての指定を受けることが必要となります。

本日のこれからの予定としまして、本議案が承認されましたら、本定例会の終了後、市長に予算要求をしていただく予定です。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部

分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と規定されており、その意見聴取の場も兼ねているものです。

それでは、教育委員会の令和2年度予算要求についてご説明します。令和2年度教育費予算要求書の1ページをご覧ください。予算要求総括表です。基本経費の合計は、13億7,237万2千円で、下から2行目、平成31年度予算額と比較して、1億8,506万7千円の増です。重点経費の合計は、2億9,152万5千円で、平成31年度予算額と比較して、9,982万円の増です。合計は、16億6,389万7千円で、平成31年度予算額と比較して、2億8,488万7千円の増となっています。なお、2ページ以降の予算要求一覧表におきまして、重点経費は備考欄にその旨の記載がございます。記載がない事業につきましては、基本経費となります。

それでは、学校教育課教育総務室所管分についてご説明します。2ページをご覧ください。基本経費は、「教育委員会運営経費」ほか12事業で、要求総額は5億840万3千円です。重点経費は、事業No14「銚子西中学校整備経費」で、要求総額は2億7,729万7千円です。「銚子西中学校整備経費」は、特別教室棟統合大規模改造の設計及び工事、スクールバスロータリー等整備の設計及び工事や閉校式に係る経費などです。

次に、学校教育室・指導室所管分について説明します。3ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「その他教育振興関係経費」ほか27事業で、要求総額は4億397万8千円です。新規事業及び制度の拡充を図ったものについて説明します。事業No.8小学校外国語活動補助事業経費は、外国語学習充実のため、補助員を配置するための経費で、補助員を5名から6名へ1名の増員要求を行いました。4ページをご覧ください。事業No.26子育てのための施設等利用給付経費は、新規事業であり、本年10月からスタートした幼児教育の無償化に係る経費であり、幼稚園入園料、保育料、給食費、副食費免除分を市内私立幼稚園1園に対し、負担金として支出するものです。市内私立幼稚園のうち、銚子幼稚園は認定こども園に移行予定であり、当該経費は子育て支援課が予算措置します。また、事業No.23、24につきましては、来年度から公立幼稚園の2園体制がスタートしますので、本城幼稚園、豊里幼稚園の2園分の経費を要求したものです。

次に、学校給食センター所管分について説明します。5ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「小学校要保護・準要保護児童就学援助経費」ほか2事業で、要求総額は2億6,054万5千円です。

次に、小児言語指導センター所管分について説明します。6ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「小児言語指導センター管理運営経費」、要求総額は21万4千円です。以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

【社会教育課長】

続きまして、社会教育課所管分についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。初めに、生涯学習室所管分について、ご説明いたします。基本経費のみの予算要求で、「青少年指導センター運営経費」ほか3事業です。要求総額は797万3千円です。

次に、市民センター所管分について、ご説明いたします。8ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「地区コミュニティーセンター管理経費」ほか1事業です。要求総額は、3,321万3千円です。事業No.1地区コミュニティーセンター管理経費には、海上地区コミュニティーセンター屋上防水改修工事535万7千円、西部地区コミュニティーセンター解体工事684万5千円が、事業No.2市民センター関係経費には、市民センター西側入口天井雨漏り修繕工事119万9千円を含んでいます。

次に、公正図書館所管分について、ご説明いたします。9ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「図書館管理運営経費」ほか1事業で、要求総額は、2,089万2千円です。事業No.1図書館管理運営経費には、防火扉及び防火シャッター改修工事363万円を含んでいます。

次に青少年文化会館所管分について、ご説明いたします。10ページをご覧ください。予算要求は、基本経費の「青少年文化会館管理運営経費」のみで、要求総額は1,968万6千円です。その主なものは、PCB廃棄物に係る処理及び運搬業務委託料等1,670万3千円です。

次に、スポーツ振興室所管分について説明します。11ページをご覧ください。基本経費は、「体育協会助成経費」ほか7事業で、要求総額は、7,189万円です。事業No.4「野球場関係経費」及びNo.8「体育館管理運営経費」の中には、施設の長寿命化を図るため、野球場バックスタンド防水改修工事1,126万4千円、体育館屋根塗装改修工事2,548万7千円等が含まれています。重点経費は、事業No.9「銚子さんまマラソン運営経費」で、平成30年11月に公表した銚子市緊急財政対策の見直し対象事業の一つとして、市からの負担金に頼らない自主運営を目指すよう求められたことを受け、前年度要求額750万円から本年度は400万円に減額し要求しました。

次に、文化財・ジオパーク室所管分について、ご説明します。12ページをご覧ください。基本経費は、「文化財管理経費」1事業で、要求総額は、118万7千円です。重点経費は、「埋蔵文化財保存経費」、「銚子資産活用経費」、「銚子ジオパーク支援経費」「日本遺産魅力発信推進経費」の4事業に係る経費で、要求総額は、1,022万8千円です。

以上で、社会教育課分の説明を終わります。

【銚子高校学校事務長】

続きまして、銚子高校所管分の予算要求についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。予算要求額は、4,439万1千円でございます。制度の縮小を行った事業といたしまして、事業No.4「高等学校等就学支援金関係経費」は、県委託金収入額以内で事業を実施するために、主に臨時職員の勤務日数を削減し要求しております。また、事業No.5「その他高等学校管理関係経費」は、主に光熱水費を削減し要求しております。以上で銚子高等学校所管分についての説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

重点経費が前年度比でかなり増えています、どのような理由ですか。

【教育総務室長】

教育総務室分の重点経費の銚子西中学校整備経費につきましては、校舎の大規模改修は本年度も行っており、昨年の予算要求時にも1億7,600万円程度は計上していましたが、今回、国道を挟んだ向かい側のバスロータリー、ソフトテニスコート、駐車場の設計1,091万9千円、工事請負費7,731万9千円等が増額となっています。

【社会教育課長】

スポーツ振興室分の銚子さんまマラソン運営経費につきましては、昨年度要求の750万円から400万円に350万円の減額となっています。文化財・ジオパーク室分につきましては4事業が重点経費となっており、昨年度要求時、文化資産活用経費が基本経費でありましたが、今年度は銚子資産活用経費と事業名が変わり重点経費となり143万2千円の要求です。文化財・ジオパーク室分全体の重点経費は、これを含め前年度と比較し、約240万円の増額となっています。

【安藤委員】

社会教育施設の補修や維持管理の経費がかなり掛かっていると聞いたのですが、全体の何割くらいを占めていますか。

【社会教育課長】

割合ははっきりしませんが、各施設の改修費用ですが従前は基本経費のなかに特殊経費というのがあり、そこで単年度で要求していましたが財政室の査定段階で切られてしまい昨年までは予算要求することもできませんでした。しかし、今年は財政室が各課室でどのような経費が必要であるかを把握したいために、予算要求を行うことが認められ、要求することができました。このため、昨年まで予算要求できなかった改修経費を含めて今回は要求しているというところです。各施設老朽化していますので、年々改修費用は増えていくと考えられます。

【松崎委員】

銚子西中学校の工事の終了予定はいつ頃ですか。また、統合による校舎等の改修工事に対する国庫補助金はどのくらいでるのですか。

【教育総務室長】

銚子西中学校の工事の完了につきましては、令和3年4月開校を予定していますので、スクールバスの試乗運転や修了式終了後に引越し等もありますのでできるだけ早くと考えています。今回の12月議会で設計は債務負担を組ませていただきましたので、新年早々に契約を行い、なるべく夏休み期間中に集中的に工事を進めていきたいと考えています。もう1点の国庫補助金につきましては、スクールバスロータリーとソフトテニスコート、駐車場は統合整備の補助対象にはならないため、校舎の改修費用の1/2となり現在、国庫補助金9,000万円を予定しています。

【松崎委員】

学校の統合にかかった全ての経費の1/2ということではなく、そのなかで対象になるものとならないものがあるということですか。

【教育総務室長】

積算の根拠につきましても改修費全額ではなく、建て替えではないので、そのなかの整備の割合に対して平米あたりいくらというような積算根拠になります。建て替えであれば掛かった費用の1/2となりますが、改修ですと整備割合を掛けた上で平米単価をかけますので総経費にかかる割合からみるとかなり低くなってしまいます。

【松崎委員】

小学校外国語活動補助事業で5人から6人に増員になるという事ですが、来年度から小学校の外国語授業が完全実施となり授業時数が増えますが、これで大丈夫でしょうか。

【学校教育課長】

大丈夫かどうかということにははっきりお答えできませんが、県から専科教員ということで英語教員の増員要望をだしていますので、そちらが付くと現場の担任の負担は減ります。現在も外国語活動補助員5人で回っていますので、1名増になると更に充実すると思います。

【松崎委員】

教員の確保を是非お願いいたします。

【伊藤委員】

ALTは小学校にも行っていますか。

【学校教育課長】

現在、ALTは中学校だけで、小学校には行っていません。

【伊藤委員】

今後、行くことはありますか。

【学校教育課長】

今後、中学校の校数が減ってきますので検討していきます。

【伊藤委員】

銚子市で予算があればALTをもっと増やすことができるのですか。

【教育長】

国の交付税をもらっていますので、市の全額負担ではありません。財政の豊かな市町村は全額負担で雇っているところもあります。銚子市でも国に申請して3名から4名に1名は増やしていますが、今後、学校数が減るためALTを増やすとなると市単独で雇うことになると思います。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第18号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第19号及び議案第20号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第19号「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第20号「代決処分の承認を求めることについて」関連があることから、一括して提案理由を説明いたします。

議案第20号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は、「銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、12月市議会定例会に提出されるよう銚子市長へ申し出する件であり、市立高等学校教育職員の組合代表者と合意した上で、11月27日に千葉県が県議会に提案した職員の給与条例改正案を確認し、12月19日の市議会定例会へ議案を上程するに当たり、教育委員会を開く暇がなかったため代決処分したものです。

それでは、改正の内容について説明します。令和元年10月9日付けの千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定にあわせ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、所要の改正を行うほか、規定の整備をしようとするものです。

まず、議案第20号「代決処分の承認を求めることについて」です。給料表の改定ですが、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層について月例給を上げる県人事委員会勧告がなされ、市立高等学校の教育職員についても同様に改正しようとするもので、平均で約0.21パーセントの引上げとなります。次に、職員手当の改正ですが、勤勉手当の年間の支給割合を現行の1.85月分から0.05月分引上げ、1.90月分に改めることとし、本年度12月期の勤勉手当を0.975月分に、令和2年度以降は、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.95月分に改定しようとするものです。住居手当の改正は、手当の支給対象となる家賃額の下限を12,000円から16,000円に、手当の上限を27,000円から28,000円に、それぞれ引上げ、手当月額が2,000円を超える減額となる職員には1年間の経過措置を設け

るものです。

次に、議案第19号「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、先程、説明いたしました条例の改正に基づき、支給割合を同様に改正するものです。改正の内容は以上のとおりですが、給料表に係る改定は、平成31年4月1日から、本年度の勤勉手当に係る改定は、令和元年12月1日から適用するものとし、令和2年度以降の勤勉手当に係る支給割合及び住居手当に係る改定は、令和2年4月1日から、改正を行おうとするものです。以上で、議案第19号及び議案第20号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

施行期日は県と同日ですか。この給料表が改正されて若年層をということですが、市立銚子高校については県の職員構成とは違いますが改正により市の支出はどのようになりますか。

【学校教育課長】

給料表全体の改定率は0.21パーセントとなり、平均改定額としては486円となります。在職する職員の等級等によって影響額は変わりますが、平均としてはこのくらいになります。給与及び期末・勤勉手当の合計で191万5,800円の影響額がでています。内訳としては、月例給が1ヵ月当たり4万800円、12ヵ月で48万9,600円になります。教職調整額は1ヵ月当たり1,600円、12ヵ月で1万9,200円となっています。地域手当の影響額は1ヵ月当たり2,400円、12ヵ月で28,800円となっています。給与の合計額としては12ヵ月で53万7,600円となり、差額の支給分としては約40万3,200円となっています。期末・勤勉手当の全てを合計しますと151万2,600円となります。1人当たりの影響額としては、平均で給与は1万3,900円、期末・勤勉手当は1万9,900円となっています。

【安藤委員】

トータルとしては改定前より増えているのですか。

【課長】

増えてます。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。はじめに議案第19号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり決しました。

次に議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第4として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の可否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定をさせていただきます。

【教育長】

続きまして、日程第4議案第21号及び議案第22号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第21号及び議案第22号については、関連があることから、一括して説明いたします。

それでは、議案書その2をご覧ください。

はじめに、議案第21号「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分しましたので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は、「教育財産の取得について」で、本来ならば、教育委員会にお諮りしてから教育財産を取得するのですが、事前に教育委員会にお諮りする時間的な余裕がなかったため、代決処分したものです。それでは、内容について説明します。銚子市立銚子西中学校が令和3年度に開校することに伴い、第五中学校校舎の国道を挟んだ北側用地に、スクールバスロータリー、ソフトテニスコート及び駐車場などの整備をするに当たり、企画財政課管財室所管の普通財産である銚子市長塚町3丁目293番1

外2筆の土地を12月20日に取得したものです。取得日が12月20日となった理由としましては、12月補正予算で債務負担行為が設定されたスクールバスロータリー等整備工事の設計業務について、12月23日に入札公告をするに当たり、それまでに教育財産に所管換えする必要があったためです。なお、取得した土地の図面を添付させていただきましたので、ご参照ください。以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分しましたので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。代決処分は、「教育財産の用途廃止について」で、本来ならば、教育委員会にお諮りしてから教育財産を用途廃止するのですが、事前に教育委員会にお諮りする時間的な余裕がなかったため、代決処分したものです。それでは、内容について説明します。令和3年度に開校する銚子市立銚子西中学校の整備に伴い、第五中学校校舎の国道を挟んだ北側用地の測量業務を行ったところ、学校教育課教育総務室所管の教育財産である銚子市長塚町3丁目617番7の土地について、現状では道路となっていることが判明したため、12月20日付けをもって、教育財産としての用途を廃止したものです。廃止日が12月20日となった理由としましては、議案第21号の教育財産の取得に係る整備をするための、測量業務により判明した案件であることから、議案第21号の教育財産の取得日にあわせ、廃止日を12月20日としたものです。なお、用途廃止した土地の図面を添付させていただきましたので、ご参照ください。以上で、議案第22号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【伊藤委員】

位置指定道路とは何ですか。ここを通過して職員等が駐車場に行くのですか。この奥の家の方もここを使うのですか。学校のための道路ですか。一般的な道路ですか。

【教育総務室長】

参考にお配りしました図面をご覧いただいていると思いますが、県が建築基準法に基づいて指定した道路で、駐車場を整備する予定の場所に元々教員住宅がありまして、そこへ入って行くために指定された道路でした。今回の銚子西中学校の統合にあたっての整備にはこの県の位置指定道路の整備は行わず、駐車場に入るためのスペースを確保する予定です。図面上ありますが、ここを利用する予定はありません。

【八角委員】

用途廃止となった土地は現状道路となっていたということですか。市の土地とされていたものがそうではなかったということですか。

【教育総務室長】

市の土地ではあり、教育財産として管理していました。今回整備するにあたり再確認をしたところ道路だということが分かりました。

【八角委員】

立ち合いを行いますよね。

【教育総務室長】

専門の土地家屋調査士に調査依頼をして測量をしてもらった結果判明したものです。

【教育長】

本来、学校の土地だったところに道路がそのままになっていたという事です。改めて測量をしたところ道路と分かったので市の財産に所管を変えたという事です。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。はじめに議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり決しました。

次に議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時50分

以上をもちまして、令和元年12月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和2年1月23日

署名委員 伊 藤 晴 美

署名委員 裕 崎 継 雄